

第2 企業会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1)未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人医業未収金 ・ 医業外未収金 ・ 工業用水道事業営業未収金
(2)収納に関すること	ア 使用済レントゲンフィルムの売買契約に係る事務に、適正を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入年度を誤っていた。 ・ 検査調書がなかった。 ・ 検査実施者と契約担当者が同一職員だった。
	イ 公金の収納事務の私人への委託に係る地方公営企業法施行令第26条の4に基づく事務に、適正を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表をしていなかった。 ・ 告示を委託開始から約5か月後にしていた。
	ウ 個人医業未収金について、督促状の発行が遅延していたもの
	エ 未収金について、誓約書を徴しないまま分割納入させていたもの

2 支出に関すること

項 目	内 容
(1)給与に関すること	ア 通勤手当に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の誤りにより、過支給となっていた。 ・ 定期券等の提示を求めるなどの調査をしていなかった。
	イ 住居手当に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 転居により認定すべき内容が変わったにもかかわらず、転居前の認定により支給していた。
	ウ 特殊勤務手当に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間看護等手当について、集計誤りにより、過支給となっていた。
(2)契約に関すること	ア 予定価格の設定等に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を定めていなかった。 ・ 医薬品の予定価格を標準価格(薬価)を超える額としていた。
	イ 契約の決定・締結に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定を経ずに、契約の更新や変更をしていた。
	ウ 契約の履行の確保に、適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間満了時における完了確認をしていなかった。 ・ 協定書に基づく事業成果報告の提出がないままにしていた。 ・ 定期刊行物の年間購入契約について、一部納品がないにもかかわらず、完了確認を行い、適正に履行されたものとしていた。 ・ タクシー利用伺に記載している利用区間と、タクシーチケットに記載されている利用区間が、異なっていた。 ・ 受託者から提出のあった業務実施書では、契約変更に伴う業務の実施確認ができないにもかかわらず、適正に履行されたものとしていた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める業務実施計画書を提出させていなかった。 ・ 契約書に定める業務実施計画書の承認をしていなかった。 ・ 契約書に定める緊急連絡者の変更名簿の交付が遅延していた。 ・ 契約書で定める業務実施書が、契約変更に伴う業務の実施確認に対応できていなかった。 ・ 完了確認を実施した職員の押印がなかった。
--	--

3 工事に関すること

項 目	内 容
(1)設計積算に関すること	工事原価の過誤があったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装工の積算方法を誤っていた。
(2)請負契約に関すること	ア 受注者から契約書に定める変更工程書を提出させていなかったもの
	イ 受注者から契約書に定める下請工事の工期変更を通知させていなかったもの
(3)その他	工事完成出来形調書における記載を誤っていたもの

4 物品に関すること

項 目	内 容
(1)備品に関すること	ア 小型貨物自動車の固定資産登録を「車輛運搬具」とすべきところ、「工具器具及び備品」としていたもの
	イ 準備品出納簿に記載していなかったもの
	ウ 準備品出納簿の記載を誤っていたもの
(2)郵便切手等に関すること	郵便切手受払簿に記帳していなかったもの

5 事務事業に関すること

項 目	内 容
(1)組織・運営に関すること	ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や企業立地の促進等による新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。
	イ 病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるところであるが、依然として厳しい財政状態が続いており、引き続き経営健全化に取り組むことが望まれる。
(2)休暇に関すること	公務出張にあわせて私事旅行を行った場合の休暇取得について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの